

公立大学法人金沢美術工芸大学教育研究審議会規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学定款（以下「定款」という。）第 22 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教育研究審議会は、定款第 25 条に掲げる事項を審議する。

2 教育研究審議会は、議事が経営審議会の審議事項に関連するものであるときは、経営審議会の審議に配慮するものとする。

(招集手続)

第 3 条 教育研究審議会は、定款第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、議題その他の必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第 4 条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議長)

第 5 条 教育研究審議会の議長は、定款第 23 条第 1 項の規定により学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する理事がその職務を行う。

(議事録)

第 6 条 議長は、教育研究審議会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 7 条 教育研究審議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。